

荒川での練習時におけるモーターボート走行について

2021年8月17日

安全環境委員会

荒川水域で練習する競技団体各位

お世話になっております。

先日、当協会事務局に「伴走モーターボートの走行」についての注意を受けました。

今回のクレームは当該団体が特定されており「個別事案」と言えますが、昨年10月にもほぼ同じ状況でのクレームを受けてHP上で注意喚起のお願いをしており、それ以前にも同様のクレームが時折発生しているため一般的な注意事項として再度注意喚起させていただきます。

=====

【クレーム内容】

8月11日13時、当協会事務局へ以下の内容での連絡があった。

- ① 本日、荒川笹目橋上流にて、練習中のボートに並走するコーチ用モーターボートが、係留しているボートが多数ある場所で徐行もせずに上流に向かって航行していた。
- ② その時注意をしたが、下流に向かう際に再度同じ場所を通る際もスピードを落とすことなく走行していた。
- ③ どのチームかを聞いたところ、「〇〇大学」とのこと。
- ④ 明文化されたルールではないが、係留している艇がある場所は徐行するのが暗黙のルール。川でのレジャーを楽しむものとしての常識的な部分なので、学生の皆さんにご指導をお願いしたい。

=====

上記の通り、昨年10月にも同様のクレームを受けてHP上で注意をお願いしたところであり、再度同様のクレームを受けたことは極めて遺憾です。

[荒川での練習時におけるモーターボート走行について | 競技者 | 日本ボート協会](#)

当該団体に確認したところ、クレームは事実であり大変申し訳なかったと認めています。リンク先にも記載したように舟艇係留エリアは「減速区間」となっていますが、係留エリア通過の際の減速は、規則以前のマナーの問題と思われる。

当該団体では「1回目に注意を受けたのは係留ボートすぐ側を通過したためと思ったので、復路は距離を置いて通過した」とのことですが、さほど広くない川の中でのことなので引き波は反対側の岸にも容易に届きます。

ボート係留エリア通過の際の徐行について留意頂くようお願い致します。